

「ごみの出し方の基本」をおさらいします！

## 【 ごみの出し方三原則 】

### ① 決められた日に



地区別家庭ごみの収集日一覧（ごみの出し方便利帳）を確認し、  
当日の **午前 8 時まで** に出してください。

ごみの量や時期によって収集時間は変わります。時間を必ず守ってください。

### ② 決められた場所に

各区が定める **ごみステーション**  
**（収集場所）** へ出してください。



ステーションは各区で管理しています。誤って違う地区へ出さないでください。

### ③ 決められたものを



**種類ごとに分別して** 出してください。

指定袋には必ず区名・氏名を記入してください。

- ◇ ごみステーションの管理などは、各区で責任をもってお願いします。
- ◇ 資源ごみ回収に使用する備品（各コンテナ、品目札等）が破損したり、不足しているときは在庫の状況にもよりますがお渡しすることができますので生活環境課にお問い合わせください。

## 屋外焼却の煙や臭いに迷惑しています



野外での焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2（焼却禁止）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例100条（屋外燃焼行為の制限）で禁止されています。

- ※ 屋外焼却は一部の例外を除き原則禁止されています。  
年間を通じて煙や臭いなど屋外焼却に関する苦情が非常に多く寄せられています。